平成２４年（フ）第２４４号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地46―407
債務者　後藤千枝実
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
奈良県大和高田市西坊城322―２―305、住民票上の住所奈良県大和高田市東中２丁目10番２号　サニーコート201号
債務者　岡咲　清志
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２７１号
奈良県磯城郡川西町大字下永1210番地の21、住民票上の住所奈良県磯城郡三宅町大字伴堂722番地の13
債務者　梅津　まみ
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
奈良県橿原市中曽司町107番地の43
債務者　越智　達夫
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
北海道北見市光西町169番地16
債務者　高橋　芳美
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
北海道北見市小泉397番地51
債務者　元山　知子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第５５３号
埼玉県草加市谷塚２丁目16番46号　アメニティハイム202号
債務者　佐久本美由紀
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８６２号
千葉市中央区松波４丁目22番11号　ドムスグランディフローラ201号
債務者　原　ちえみ
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９３５号
千葉県船橋市大穴南１丁目５番11―103号
債務者　高間　弘子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７号
千葉県山武郡九十九里町作田1557番地125
債務者　関口　信子（旧姓半田）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４０号
千葉県銚子市春日町2241番地の１　コテイジ宮本Ｅ号
債務者　田村亜矢子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１号
千葉県銚子市春日町2241番地の１　コテイジ宮本Ｅ号
債務者　田村美智子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４号
千葉県匝瑳市八日市場ホ14番地10
債務者　林　ヨネ子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３６３号
静岡県熱海市泉415番地の48　グリーンアップル105号
債務者　竹村　幸高
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３６４号
静岡県熱海市泉415番地の48　グリーンアップル105号
債務者　竹村　弘子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第８６１号
名古屋市名東区高社２丁目89番地　コウハクマンション202号
債務者　夛根井直昭
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８７４号
名古屋市名東区極楽２丁目214番地　サンハウス21―102号
債務者　水口　和俊
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部